

## 論説（特集 緊急時の情報公開の課題1）

# 緊急処理に関する情報の公開の法制化について

中国・山東大学法学院教授 肖 金明  
(日本語訳：李 成玲)

かつて、小さい村に、あるおばあさんと二人の子供が住んでいた。ある日、おばあさんは憂いた顔で現れ、「今朝起きてから、村に大きな災難が起こるような気がしていた」と語ったが、子供はそれを聞いて、「そんなことは起こらない」と笑って言った。その後、おばあさんの息子は村人との絶対に勝算のあると思われたビリヤードの試合に負けてしまった。彼は得意気な相手に、今朝の災難の予言を伝えた。その相手は家に帰って、お母さんとある女の親戚に災難の予言を教えた。彼の母は、「お年寄りには時に予感が強い」とまじめに言った。あの女の親戚が帰る途中、最初、肉屋さんに「1ポンドの肉を買う」と言ったが、「大きな災難があると言われた以上、やはり多くの肉を用意したほうがよい」と考えて、2ポンドの肉を買うことにした。その後、1ポンドの肉を買おうとしたもう一人の女に対し、肉屋は「2ポンドを買おう！災難が起こるそうなので、多く用意したほうがよい」と勧めた結果、その女は、4ポンドの肉を買った。こうして、短い時間で、肉屋は肉を売り尽くした。一日一日、災難の予言が広く伝わっていったが、村の人々は何もしないで、災難の到来を待つほかなかった。日常の出来事でさえも、村の人々はますます怖がらせることになっていった。突然、ある人が家族と一緒に家具や家畜などととも村を出て行くと、そのほかの人も次々と荷物を片付け、村から離れていった。最後に離れた住民の中の、ある者が「家屋がまだ残っている！ここで災難に遭うより、むしろ燃やそう！」と語り、自分の家屋を燃やすと、その以外の人も次々と家屋を燃やしていった。結局、村は混乱した戦争に陥ったようだった。人ごみの中で、災難を予言したおばあさんは、「災難のことは本当だろう！初めに私の話を信じなかった！」と言った。

危機・災難がどうやって来るのか？実は、以上の例のように、憶測、伝言、うわさなど不真実な情報を広く流布すれば、社会危機、さらに災難を招くかもしれない。地震、津波、化学汚染、テロなどの危機・災難の発生原因がそうではないにもかかわらず、不真実な情報は危機・災難に対して火に油を注ぐのに等しい。「二次危機・災難」を避けるように、情報の管理及び運用、とりわけ情報の公開は重要な役割を發揮する。一定の意味では、生まれてから使われるまでの各段階にある情報の状態が、私人の感情と行動、社会の認知と選択に直接影響を与え、危機・災難の対応状況を決めるといえる。1986年ソ連チェルノブイ

り原子力発電所事故、1984年インドボパール化学工場事故、2003年中国 SARS・2008年四川地震、1995年日本阪神大地震・2011年福島原子力発電所事故など重大な危機・災難に対する処理の経験から、緊急事態に向けてかかる情報の公開を基本要素とする情報の管理を軽視できないことがみえる。換言すれば、危機・災難という緊急事態を正確に処理するように、かかる情報の公開に焦点を合わせる制度化を実現すべきである。

### 1. 情報における政府と社会間の協力：日本の経験と教訓

2012年7月5日、日本の国会によって設立された福島原子力発電所事故調査委員会が、東京で開かれた第20回会議で調査報告書を提出した。その報告書によって、福島原子力発電所事故は天災ではなく人災であると判断される。なぜならば、福島第一原子力発電所が地震や津波を防ぐことができない弱い状態にあったが、東京電力会社と日本原子力安全委員会も必要な防災措置をとらなかったのである。それに、放射性物質の拡散状況を予測したシステムによるデータが早急に開示されなかったことも、調査委員会によって指摘された。そうした問題点で日本政府が批判された一方で、3・11大地震が起こってから24時間以内の対策処理、とりわけ情報公開の措置が社会秩序を維持し、被災地区の救助を促したことが否定できない。

24時間以内の日本大地震に対応した日程表（2010年3月11日-12日）	
11日	14時46分、日本東北地方で8.8級の地震に襲われた。
	14時50分、防衛省が内閣より早く災害対策部を設立し、酷く災害を受けた三つの地区が防衛省に対して自衛隊の派遣を請求した。
	15時まで、被災国民の生命を救い、できるだけ国民に正確な地震情報を提供することが、菅直人から命令された。
	15時3分、菅内閣全員が地震後初めて招集されて、緊急会議が開かれた。
	15時14分、地震緊急対策本部が内閣に設立され、震災救援活動の指導をとった。
	15時15分ごろ、自民党党首谷垣禎一は菅直人に政党闘争を終え、震災における提携を心から望む電話した。
	15時27分、防衛相北澤俊美の命令によって、陸海空自衛隊員8000余人、飛行機300台、護衛艦40艘が被災地区に派遣された。
	16時50分、菅直人は地震後初めて記者会見を開催し、国民にマスコミから政府の情報を受けるように呼びかけた。
	16時ごろ、東京電力福島第一原子力発電所に緊急事態が発生し、発電所の運営が停止された。
	11日夜、就任したばかりの日本の外相松本剛明は記者会見し、駐日米軍に震災の協力を請求した。外務省はオーストラリア、中国、韓国、ロシアなどの国や地方に、救援人員の派遣や救援物資の提供を請求した。

12 日	3 時、官房長官枝野幸男は記者会を開催し、今までの死亡人数及び震災措置を報じた。
	5 時 40 分、菅直人の命令により、避難の住民の範囲が、福島第一原子力発電所の半径 3 キロから 10 キロに広められた。
	7 時 10 分、菅直人は飛行機で福島第一原子力発電所に到着した。
	7 時 45 分、菅直人は原子力緊急事態を宣告した。
	午前、放射能漏れに対する対策を協議する会議が内閣で開かれ、1000 人を超える死亡人数が予測された。
	11 時 30 分、菅直人は第四回緊急対策本部全体会議を開催し、陸海空自衛隊員 5 万人に震災活動をさせるように決定した。
	12 時までに、日本陸上自衛隊に属する、放射能漏れ部隊中央特殊武器防衛隊は、福島第一原子力発電所に到着した。

2010 年 3 月 11 日 14 時 46 分、日本東北地方で大地震が襲われた。4 分後、日本元首相菅直人は緊急官邸対策室で各部門の緊急事態処理会議を開き、①被災状況の確定、②住民安全の確保・避難措置の早期措置、③被災国民の救助・交通の回復、④確実な情報の提供という 4 つの指示を下した。大規模のメディアは、その職員がヘリコプターで被災区に行って現場報道をしていた。日本中央政府及び各地方政府の危機管理センターは、媒体会社と提携して、媒体会社から情報を集めていた。その情報の真実性を確定してから、早速に国民に公開した。このように、情報公開において、日本政府とメディアとの間に、協力関係が結ばれた。これが、うわさを防ぎ、国民から震災の支持を受け、最大限度で国民の生命安全を保障することに役立つ。

日本において、情報にかかる体制は、情報の収集及び情報の伝達・宣伝を含め、危機の対応措置を決める前提として、危機処理体制の重要な構成部分である。日本東北大地震が起こってから、社会秩序の混乱を免れるために、日本政府はさまざまな手段で国民に確実な情報の提供に力を尽くしていた。例えば、首相や官房長官による記者会見やニュース発表、報道機関に対策や被災状況を伝えたこと、インターネットやファクスで国民からの質問や申立を扱ったことなどである(注 1)。

しかし、日本政府による震災活動に比べて、東京電力会社は福島第一原子力発電所事故について情報公開が十分に行われなかった。2011 年 8 月 30 日、第 4 回中日緊急処理シンポジウムにおいて、日本中央大学石崎忠司教授は、「危機に向ける情報管理—原子力発電所事故からの教訓」という報告稿に、マイナスの情報を隠すとすれば、かかる会社に信用が失われる危険があると指摘された。確かに、福島第一原子力発電所事故について、東京電力会社は会社利益を念頭に置いて、早めに日本国民や国際原子力機構に正確な情報を提供しておらず、日本政府の意思決定にも悪い影響を及ぼし、日本地方政府、日本国民、国際社会から批判された。東京電力会社による情報公開の不十分さこそ、日本原子力産業の将来発展の信頼を喪失し、日本原子力「国策」も挑戦を迎えることになったのである。日本政府

と東京電力会社との福島第一原子力発電所事故に対する関係における問題は、責任の所在があいまいなままに情報公開が不十分な状態で推移してしまったことあげられる。責任の所在は、事故調査に対する客観的な分析に基づいた議論が必要になる。事故調査には、日本政府の東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会による報告書と東京電力会社の福島原子力事故調査委員会による福島原子力事故調査報告書（最終報告書）があり、さらに日本国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書と民間としては福島原発事故独立検証委員会の調査・検証報告書が公開されている。しかし、それら四つの事故調査は、原発事故をそれぞれ自然現象に起因するとしながらも様々な問題点が複合的に存在したこと、事故の根本的な原因を津波に対抗する備えの不十分さ、人災、ヒューマンエラーを指摘した上の人災としている。その見解は、自然災害と人災で分かれており、責任の所在はあいまいなままにある。ただし、緊急時の情報の提供が日本政府と東京電力会社とに不均衡が生じてしまったことは、個別の組織の対応の問題を超えて、日本全体としての緊急時の情報の提供の在り方に対して日本政府の責任が問われることは否めないだろう。そのとき、日本政府と東京電力会社という組織に留まらず、それらの意思決定者の責任の明確化が求められよう。

## 2. 中国の危機管理における情報公開

10 数年来、中国において、情報公開は公法制度として発展してきたが、制度化の程度であろうと具体の執行状況であろうと改善の必要性がある。他方で、中国中央政府が「透明政府計画」を推進しているとともに、中国公民から予算の公開を含め常態下情報の公開が強く期待されているのに対し、地方政府とその部門は情報公開について消極的な姿勢を示している。

常態下情報公開の不十分さから、非常態にある情報の公開状況も大変だろうと推測できる。1976 年唐山大地震のとき、中国政府は国際援助を拒否したのみならず、情報伝達の道も切り、さらには地震数年後に外国人の唐山への進出がやっと許可された。その災難で数万人がなくなったが、具体の死亡人数が国家秘密として開示されなかった。1998 年、揚子江による洪水災害に襲われ、中国政府は外国人の記者の被災区へ入ることを許さず、災害二週間後公布した疑わしい少死亡人数以外、いかなるデータも公開していなかった。そして、2003 年 SARS の危機処理に対しても、北京地方政府と中央政府部門は、情報公開の遅延であるまじき損失をもたらした。

SARS 危機処理の遅延の例（2002 年 11 月-2003 年 4 月）
2002 年 11 月、広東でその後「非典型肺炎」と呼ばれた最初の病症が発現された。
2003 年 2 月 8 日、「広東で致命的なインフルエンザが発生した」という情報が、携帯イメージや口コミの手段で広まった。

2月11日午前10時30分、広州市政府はニュース発表会を開催した。
2月11日午後16時30分、広東省衛生庁はニュース発表会を開催した。
3月1日、北京でよそから来た「非典型肺炎」の患者が初めて発現されたが、北京政府による報道がなされなかった。
4月1日から、中国政府は毎日、WHOに疫病発生状況を報告していた。
4月2日、人民日報に、「非典型肺炎」の防止に関して衛生部長の記者に対する回答が掲載された。
4月3日、人民日報に、疫病発生状況が始めに報道された。
4月10日、国務院新聞事務室は第1回ニュース発表会を開き、中国大陸地方における「非典型肺炎」の発生状況を発表した。
4月20日、衛生部は「非典型肺炎」を法定伝染病と宣言した。

近年来、非常態下情報公開について、中国政府の公式方針は変わってきた。2008年、中国政府は四川地震に向けて、かつてと完全に違った措置——全体的に情報公開を行った。これも、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン (*International Herald Tribune*) やフィナンシャル・タイムズ (*Financial Times*) に報道された。情報の公開は被災区の秩序を維持できるのみならず、社会公衆と国際社会から信頼を受けることもできる。中国人民大学による「5・12大地震震災救援活動に対する評価の調査報告」に、調査を受けた者のうち、95.13%の者が大地震前後の情報公開程度が比較的に高いと考えたのに対し、公開程度をそれ以上高くする必要性があると思った者がただ4.97%である。

しかし、前にいった非常態下情報公開の進歩といっても、天災に対応した場合であるが、扱いが難しい政治事件や重大な団体的事件の処理において、情報公開の程度がまだ低い。天災であっても、被災の規模が小さく地方政府がコントロールできる場合であれば、情報公開の状況も酷い。それに、日本と同じく、中国で会社による情報公開の不十分も問題となる。さらには、中国地方政府は会社と「提携」して、危機・災難の真相を隠すこともある。

### 3. 緊急処理に関する情報の公開の効果

民主主義の理念に基づいて、人民の知る権利を保障するために、政府に情報公開の義務を課すとされる。そこで、情報公開制度が知る権利の具体化として発展される。さらにいえば、常態社会下、政府による情報公開は、選挙権・参与権・表現権・監督権など民主権利の行使、政治活動への人民の参加に基礎を固めて、経済活動の自由的展開、個人の自主選択に制度的条件を提供し、報道自由の実現、権力腐敗の抑制に制度的保障を与えるのである。非常態下、政府による情報公開に、より現実的作用が発揮される。

緊急事態の処理において、最も重要なのは、人民の政府に対する信頼を保証することである。一般的には、政府からの情報は信頼できるものである。緊急事態が発生した場合、

普通の場合より人民は政府から提供される情報を依頼する。そして、信用された政府は、もっと多くの力を危機・災難の対応活動に働きかけることができる。このように、一般的には「情報公開—社会信頼—有効な社会動員—良好な対応効果」という過程が成立されるといえよう。アメリカ 9.11 事件が起こった後の何時間内、元大統領ブッシュは、3 回続けてテレビ放送でアメリカ国民にその事件のテロリズムと政府の行動を説明した。政府機関が普通のように職務を行うことを人民に知らせるのが、非常に重要である(注2)。ただし、政府からの情報がかえって危機・災難の対応の障害となる恐れを生ずると予測される場合には、政府は、緊急時に一定の情報を一定の期間に禁圧することが秩序維持のために有効となることもある。その場合であっても、一定の情報を一定の期間禁圧することは、限定的に解されるものであり、危機・災難の対応の障害となる恐れが消滅したと判断され次第、速やかに人民に知らせることが重要である。

事態が非常であれば非常ほど情報の源が多くなり、さまざまな情報、特に間違い情報やうわさで、個人に判断力を失わせるおそれがある。「あるひとがどんなことでも信じないとき、彼はいかなることも信じる。」(注3) そのような情報を公開するなら、事態の状況が明らかになり、個人の判断力も強くなる。アメリカ学者 Allport と Postman は、うわさを当該事件に関して具体的資料なしに確実性を保証できない判断と定義して、「うわさ事件の重要性 x 事件の不確定性」という公式を導き出した。この公式によれば、事件の不確定性が強ければ強いほどうわさの発生可能性及び効果が大きくなる。情報公開で事件の明確性を固めさせたとき、うわさはおのずと崩れ去る。

危機の解決・災難の救援について、政府・緊急処理部門と社会団体・公衆との提携が極めて重要であり、情報公開があつてコミュニケーションができ、一致協力も可能となる。常態の場合より、非常態の場合に政府部門間の協力をもっと容易に実現される。ところで、政府部門間に情報共用の道を塞ぐとしたら、協力で非常態に対応できない。それと同様に、情報公開をもとに、政府と社会との間に、力の統合や秩序の回復を実現することができる。そのほか、緊急事態に直面するとき、情報公開を基礎とする自己判断と自己救助も重要な意味がある。もちろん、緊急処理において、分秒でもしっかりつかむしかもっと多い生命を救うことができない。しかし、緊急処理措置の決定であろうと、危機の予防であろうと、情報公開を重視した上で、時間を争うことに現実的意味がある。東京の非営利団体「現場地震情報連盟」から、地震発生時より 2 秒早く警報をとれば、死亡人数を 25%まで減らすことができ、5 秒早く警報をとれば、80%まで減らすことができることが指摘された。

#### 4. 中国における緊急処理情報の公開の法治化

情報公開について、中国はその制度化水準や公開の程度が日本等の国に遅れている。近十年来、WTO への加入とグローバリズムの展開につれて、中国で情報公開の制度化が進められている。例えば、国家秘密法の改正、「政府情報公開条例」や「環境情報公開方法」、最高人民法院による情報公開訴訟に関する司法解釈などである。一般意義上の情報公開よ

り、緊急処理情報の公開の制度化において、その成果が明らかに現れた。

2003年中国がSARSに見舞われた間、緊急状態に関する立法が議事日程に組み込まれ、諸学者に提出された緊急状態法案に緊急状態にある情報の公開が問題とされた(注4)。2003年5月7日、国务院常务会议に可決された「突発公共衛生事件応急条例」(以下、「応急条例」をいう)に、第三章「報告及び情報公布」が設定され、その章に緊急事態発生時の報告制度・告発制度・情報公布制度が定められる。情報の公布について、応急条例25条3項は、「早速・正確・全方位」の原則を規定する。情報報告制度に基づき、いかなる機関と個人は緊急事件を隠したり、遅く報告したりするような悪行為を許さない。いったん違反したら、「法律責任」の章の45条によれば、公職停止や解除の懲戒がなされる。

2007年11月1日から施行された「中華人民共和国突発事件応対法」(以下、「応対法」をいう)の「予防及び応急準備」の章に、県級以上の地方政府はこの法律の規定に従い登記された危険源と危険区域を早急に社会公衆に公開すべきであると定められる。53条は「指導責任を履行する又は緊急事件を処理する人民政府は、当該規定に従い正確で早急に緊急事件の状況や緊急処理の活動に関する情報を発表すべきである。」と規定する。「応急条例」と同じく、「応対法」も緊急事件情報の隠しや報告の遅延などの悪行為を許さず、この禁止規定に違反した機関や個人に違反行為又は危害結果の軽重に即して、行政懲戒又は行政処罰がなされる。

緊急処理に関する法令のほか、一般意義上の若干普通法令にも情報公開の条項が設定され、それで生まれた制度規範が緊急処理に密接にかかわる。「伝染病防治法」を例にして、「疫病情況の報告及び公布」の章に、政府と主管部門・医療衛生機構とその職員・公民に伝染病情況の報告・公布の義務が課される。また、「伝染病防治法実施方法」は「疫病情況の報告」の章に、疫病情況の報告責任者や伝染病情況の報告制度をより詳細に規定し、「処罰規則」の章に、伝染病情況の不報告・報告漏れ・報告遅延をした者に負わせる法律責任を定める。その他、「清潔生産促進法」に、政府と会社に対して重大汚染会社リストや汚染物の排出状況の開示義務、及びその義務に反した場合の法律責任が規定される(注5)。

## 5. 緊急処理情報公開の制度体系の構築

前に言った通り中国の緊急処理情報公開の制度化について、明らかに成果が現れたにもかかわらず、その制度の体系性や全面性がまだ不十分であり、マスコミや企業の義務規定が欠けている。危機処理の一般規律に基づいて、緊急処理情報の公開を基本原則に明確にすること、緊急処理情報の公開制度を設立し改善することは、緊急処理に関する重大な課題であるとともに、情報公開の法治化にとっても必要である。

- ① 緊急処理情報の公開を基本原則に明確にすること。これは「応急条例」のみに確定される。イギリスの危機処理専門家 M. Regester. Michael は「Crisis Management」という著書に危機処理における情報公開の重要性を強調し、情報公開の三原則—Tell You Own Tale、Tell It Fast、Tell It All。簡単にまとめると、政府の主導やマスコミの参与に、

早めに間違いなく緊急処理情報を開示すべきであり、例外的な場合のみに、緊急処理情報の非公開が認められる。具体的に、まず、早急に緊急処理情報を開示し、緊急処理の時間要素と情報要素を結びつける。また、確実な情報の開示を通じて、事件の真相を国民に知らせる。さらに、政府の主導のもとに権威のある情報発表制度を設立するとともに、マスコミの公共効用を発揮する。そのほか、非常態下政府情報公開が原則であり、その非公開が例外として最小な範囲に限定すべきである。

- ② 緊急処理情報の公開制度を設立し改善すること。特に、その制度の体系化、つまり、緊急処理情報の報告制度・収集制度・共用制度・統計制度・評価制度・公布制度を含め、緊急処理情報公開の制度体系を築く。
- ③ 緊急処理情報公開における政府の責任を明らかにすること。政府とその部門は緊急処理の第一責任者として、緊急処理措置を決定するのみならず、かかる情報の公開を通じて社会公衆を緊急処理の行動に働きかける。政府の情報公開義務のほか、政府がその義務を不履行又は不十分に履行した場合の法律責任も明らかにすべきである。
- ④ 報道機関の社会責任及び情報公開における政府との提携を明確にすること。日本の災害対策基本法及び災害防止基本計画に基づいて、災害が発生した場合、政府はマスコミの報道で被災状況を発表し、テレビ放送は緊急処理の要求に即して直ちに予定の番組を変えて救援情報を報道することもある。中国で、当該法令にそういう規定がなくても、報道機関、特に主流的報道機関はいつも政府の処理措置に基づいて積極的に危機応対と災難救援に参加する。例えば、CCTV が四川地震発生後の32分後ニュースチャンネルに始めに地震のことを報道し、さらに予定の番組の代わりに地震の現場報道をした。情報時代において、社会の開放性がますます強くなってインターネットの普遍使用につれて新しい情報伝播手段が形成され、伝統的報道機関と主流的報道機関に挑戦を与える(注6)。政府は情報報道にける主流的報道機関のリーダーとする地位を維持すべきである。他方で、緊急状態間、報道機関による任意な報道で社会の不安定を防ぐように、報道機関に対して一定程度の規制も必要である(注7)。
- ⑤ 企業の情報提供義務と法律責任を明確にすること。1986年12月27日、アメリカ元大統領ロナルド・ウィルソン・レーガン (Ronald Wilson Reagan) に署名された「緊急状態及び地域社会知る権利法案」に、当該工場の化学的物質の使用、保存、排出について、政府の情報公開義務、公衆の知る権利、当該工場の情報提供義務が定められる。当該工場が法案の規定に違反した場合、民事制裁又は刑事処罰がなされる。また、前にいった「応急条例」に基づき、医療衛生機構はかかる情報を報告する義務を負い、隠したり情報提供義務に違反したりしたとき、警告の懲戒を課する。違反行為が酷ければ、医療免許が停止され、深刻な危害結果で犯罪行為に該当すれば、刑事責任が追及される。このような法律責任規定は緊急処理制度にかかる一般条項とし、緊急処理情報公開の法的保障とすべきである。
- ⑥ 個人公民と社会公衆の法律義務と責任を明らかにすること。いかなる機構と個人



は危機・災難に関する隠れた弊害、危険状況を報告する義務がある一方で、情報の隠し・うそ報告をしてはいけない。これも以上の「応対法」や「応急条例」によって禁止される。要するに、機構と個人の情報報告責任については、立法には告発制度と奨励制度を確立するとともに、禁止的義務の規定を通じて制裁的法律責任制度を改善する必要があると思われる。

### (脚注)

- (注1) 中国現代国際関係研究所危機管理対策研究中心『国際危機管理概論』(時事出版社、2003年) 176頁。
- (注2) 中国現代国際関係研究所危機管理対策研究中心『国際危機管理概論』(時事出版社、2003年) 203-204頁を参照。
- (注3) [仏]Elisabeth Noelle-Neumann、郑若麟訳『うわさ』(上海人民出版社、2008年) 84頁。
- (注4) 例えば、中国人民大学の検討チームで草案された「中華人民共和国緊急状態法(専門家提案)」の第三章「緊急状態の予防及び準備」に、政府情報公開制度・社会予測報告制度・重大な緊急事件の告発制度が規定される。第四章「緊急状態の宣言及び応対」に、緊急状態の宣言・公告、緊急状態情報の統一発表、緊急状態の報道などが定められる。「法律責任」の章に、政府とその部門、当該団体、個人は情報の隠し、報告の遅延、うその報告、うわさを広めたとき負う責任が規定される。山東大学の検討チームで草案された「中華人民共和国緊急状態法(専門家提案)」に、約10条項の内容が情報公開にかかわる。例えば、15条は「国家は重大な緊急事件に関する情報の公布制度を確立し改善する。衛生、環境保護、安全生産管理、公安などの政府部門はその職権により、定期で危機を招くおそれがある注意情報を公布する。……情報の公布は早速に、客観的に、正確で、全面的にすべきである。」と定める。41条は「緊急状態間に当該政府部門は社会から各種の情報を早めに集めるべきである。緊急状態間にうその情報の発表を禁止する。」と規定する。
- (注5) 清潔生産促進法17条は「省・自治区・直辖市人民政府の環境保護行政主管部門は清潔生産に対して監督を強めるべきであって、社会公衆による企業清潔生産の監督に情報を与えるように、清潔生産促進の要請に即して、現地マスコミに定期で汚染物の排出量が規定限量を超える企業のリストを開示することができる。」と規定する。31条は「この法律の17条に基づいて重大汚染企業のリストに取り込まれる企業は、國務院環境保護行政主管部門の規定に従い主な汚染物の排出状況を開示すべきである。」と規定する。41条は「この法律の31条の規定に違反した場合、県級以上地方人民政府環境保護行政主管部門は違反企業の名称や行為を公布する。その同時に、10万元以下の罰金を処することができる。」と定める。
- (注6) 2011年6月末まで微博(ウェイボー)のユーザが1.95億人なり、新しい情報伝播手段として、微博は重大な役割を果たす。2011年7月23日の中国高速列車事故の情報は始めに新浪微博(シンランウェイボー)に発表されている。

(注 7) 山東大学の検討チームで草案された「中華人民共和国緊急状態法（専門家提案）」の 38 条は、「緊急状態間、国務院あるいは省、自治区、直轄市人民政府は以下の措置をとることができ、緊急状態実施機構がその措置の具体的な実施方法を決定する。……（五）通信について特別な規定を適用する；（六）ニュースに対して報道規制を行う；……」と規定する。